

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&Aの更新

委員会に寄せられた御意見を踏まえ、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用の促進の観点から検討を行い、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A中、「1-1 定義」及び「1-7 個人データの第三者への提供（法第27条～第30条関係）」について、以下のとおり更新いたします。

（法令に基づく場合）

Q 1-63 個人情報保護法におけるいくつかの義務の例外規定として「法令に基づく場合」というものがありますが、ガイドライン（通則編）に記載されたもの（刑事訴訟法第197条第2項に基づく警察の捜査関係事項照会への対応等）の他にどのようなものがありますか。また、「法令」とは、法律以外も含まれるのですか。

（参考）「法令に基づく場合」という例外規定が関連する主な条文

- ・法第18条第3項第1号（利用目的による制限）
- ・法第20条第2項第1号（要配慮個人情報の取得）
- ・法第27条第1項第1号（第三者提供の制限）
- ・法第28条（外国にある第三者への提供の制限）
- ・法第29条（第三者提供に係る記録の作成等）
- ・法第30条（第三者提供を受ける際の確認等）
- ・法第31条（個人関連情報の第三者提供の制限等）
- ・法第41条第6項（個人情報である仮名加工情報の第三者提供の制限等）
- ・法第42条第1項（個人情報でない仮名加工情報の第三者提供の制限等）

A 1-63 次のようなものが考えられます。なお、「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方公共団体が制定する「条例」などが含まれますが、一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれません。

- 少年法第6条の4に基づく触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等
- 少年法第6条の5に基づく令状による触法少年の調査
- 金融商品取引法第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条に基づく取引時確認への対応
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項に基づく特定事業者による疑わしい取引の届出

- 所得税法第 225 条第 1 項等による税務署長に対する支払調書等の提出
- 国税通則法第 74 条の 2 に基づく税関の職員による消費税に関する調査への対応
- 関税法第 105 条第 1 項各号に基づき税関の職員による関税法に基づく質問検査への対応
- 国税通則法第 131 条、関税法第 119 条等に基づき税務署等及び税関の職員による犯罪事件の調査への対応
- 国税徴収法第 141 条に基づき税務署等及び税関の職員による滞納処分のための調査への対応
- 地方税法第 20 条の 11 に基づき徴税吏員による地方税に関する調査に係る協力要請への対応
- 地方税法第 73 条の 8 第 1 項、地方税法第 353 条第 1 項に基づき道府県又は市町村の徴税吏員等による不動産取得税・固定資産税に関する調査に係る質問検査への対応
- 刑事訴訟法第 508 条第 2 項による裁判執行関係事項照会への対応
- 刑事訴訟法第 279 条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 24 条第 3 項による裁判所からの照会への対応
- 民事訴訟法第 186 条、第 226 条、家事事件手続法第 62 条による裁判所からの文書送付や調査の嘱託への対応
- 家事事件手続法第 58 条に基づき家庭裁判所調査官による事実の調査への対応
- 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 28 条による検察官や被害回復事務管理人からの照会への対応
- 児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項に基づき児童虐待に係る通告
- 統計法第 13 条による国勢調査などの基幹統計調査に対する報告
- 統計法第 30 条及び第 31 条による国勢調査などの基幹統計調査に関する協力要請への対応
- 会社法第 381 条第 3 項による親会社の監査役の子会社に対する調査への対応
- 会社法第 396 条及び金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づき財務諸表監査への対応
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条第 1 項に基づき保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合
- 電気事業法第 34 条第 1 項に基づき、災害発生時の停電復旧対応の迅速化等のため、経済産業大臣の求めに応じて、一般送配電事業者又は配電事業者が、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供する場合
- 空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項に基づき、市町村長からの求めに応じて、電気、ガス等の供給事業者等が、市町村長に対して空家等の所有者等に関する情報を提供する場合

- 生活保護法第 29 条に基づき、保護の決定若しくは実施等のために必要があるときに、要保護者等及びその扶養義務者の資産、収入及び支出の状況等について、保護の実施機関及び福祉事務所長からの求めに応じて報告する場合
- 賃金の支払の確保等に関する法律第 12 条の 2 第 1 項に基づく要請に応じて、労働基準監督署長に対して情報を提供する場合
- 預金保険法附則第 13 条に基づき、同法附則第 7 条第 1 項第 5 号に規定する業務を行うために必要があるときに、預金保険機構からの照会又は協力要請に応じて情報を提供する場合

(令和 7 年 6 月更新)

(第三者提供の制限の原則)

Q 7-25-2 自社の EC サイトにおいて不正な取引が行われている可能性があるため、警察の捜査や被害の防止対策に役立てることができるよう、警察に情報提供することを考えています。本人の同意を得ずに情報提供することは可能ですか。

A 7-25-2 個人データを第三者に提供する際には、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要がありますが、「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」は、本人の同意は不要です（法第 27 条第 1 項第 4 号）。

したがって、例えば、EC サイトの運営事業者が、被害に遭った顧客からの通報や独自の監視等により犯罪を構成する可能性のある不正な取引又は当該不正な取引と合理的に疑われる取引（以下本項において「不正取引等」という。）を把握した場合において、当該不正取引等を行っている者に関する個人データ（例えば、氏名、住所、電話番号、顔画像）を警察に提供しなければ、警察の所掌事務（例えば、サイバー事案に関する警察に関する事務）の適切な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該事業者は、必要最小限の範囲で、当該個人データを当該不正取引等を行っている者の同意なく警察に提供することが可能と考えられます。そして、被害に遭った顧客からの通報があった場合、当該通報に係る取引のみならず、当該取引と同じ特徴を有する取引等についても、不正取引等に該当し得ると考えられます。

ただし、この場合でも、上記個人データが、被害に遭った顧客等に関する個人データでもあるときには、原則として、上記提供に際してあらかじめ当該顧客等の同意を得る必要があります。もっとも、例えば、当該顧客等が多数にのぼり、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、その全てから同意を得ることが事実上不可能な場合等、当該顧客等の同意を得ることにより上記警察の所掌事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、上記提供に際して当該顧客等の同意を得る必要はありません。

なお、個人データを警察に提供して新たな不正取引の発生による顧客の財産等への危険を防止する必要がある場合等は「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に該当すると考えられますので、当該場合であって「本人の同意を得ることが困難であるとき」も、本人の同意は不要です（法第 27 条第 1 項第 2 号）。

（令和 7 年 6 月追加）

以上